**質問及び回答「令和8年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務」**

| No. | 質問日 | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|
| 1 | 10月28日 | （例示システムの利用の要否）<br>例示されている「地域公共交通計画作成支援システム（L-MAP）」「LINKS Mobilys」「総合交通シミュレーションシステム（富士通株式会社）」の利用は必須でしょうか。例示以外の分析手法（GPS等の人流データを用いた分析など）を主とし、例示システムは必要な範囲で組み合わせる提案でも差し支えないでしょうか。 | 利用は必須とはしませんが、例示したシステムを利用する場合には審査上の加点要素となります。<br>例示したシステム以外の分析手法を用いる場合についても、想定しうるインプットと分析により得られるアウトプットを明示したうえでご提案をいただきますようお願いいたします。 |
| 2 | 10月28日 | （例示システムを利用する場合の費用）<br>（１）L-MAP<br>受託者が利用する場合、利用料・ライセンス料等の費用は発生しますか。発生する場合、その費用は本業務の委託費（見積限度額）に含めるのか、県が別途負担するのか、また概算額をご教示ください。あわせて、受託者への利用アカウントの付与、および県・みなかみ町等ですでに整備されたデータの提供を受けることは可能でしょうか。<br>（２）総合交通シミュレーションシステム（富士通株式会社）<br>本業務の期間内（令和9年2月12日まで）に利用できる見込みでしょうか。利用できる場合、費用負担の扱い（委託費に含めるか、県が別途負担するか）と概算額をご教示ください。 | （１）株式会社MaaS Tech Japanが提供するシステムとなりますので、詳細については同社にお問い合わせください。利用料については、事業期間内に限り分析に要する経費として計上することも差し支えありません。（委託費上限額内に限る。）データの提供内容・範囲については、受託者決定後に個別協議となります。<br>（２）富士通株式会社が提供するシステムとなりますので、詳細は同社にお問い合わせください。概算額については県では把握できておりませんので、同社にお問い合わせいただけますようお願いいたします。費用負担については上記（１）同様、事業期間内に限り分析に要する経費として計上することも差し支えありません。（委託費上限額内に限る。） |
| 3 | 10月28日 | （関係者へのヒアリングと資料提供への協力）<br>仕様書４(1)(イ)のヒアリングにあたり、ヒアリング先（医療・福祉・介護・交通事業者等）への依頼について、県から協力依頼（依頼文の発出等）をいただくことは可能でしょうか。あわせて、関係機関が保有する利用実績等を集計した資料の提供について、県・市町村から協力を呼びかけていただくことは可能でしょうか。 | 依頼文等の作成は可能ですが、依頼先の選定及び事前調整は受託者により実施をお願いします。<br>関係機関が保有する情報については、各主体により情報提供の可否が異なります。ご質問いただいておりますが「呼びかけ」については、個別ケースごとに判断・検討をいたします。 |
| 4 | 10月28日 | （既存の調査結果の提供）<br>県・圏域の市町村がこれまでに実施した調査（地域公共交通計画の策定時の住民アンケート、「地域の足」に関する調査等）の結果を、受託者に提供いただくことは可能でしょうか。 | 現行の群馬県交通まちづくり戦略（群馬県地域公共交通計画）は令和5年3月に策定されたものですので、分析の参考とすることは可能ですが、資料の有無等も含めて受託者決定後に交渉・検討いたします。 |
| 5 | 10月28日 | （住民アンケートの実施）<br>仕様書４(1)(ア)の想定インプットにある住民アンケートを実施する場合、配布・回収にあたって、市町村の広報や地域の配布経路の活用について、協力を得られる見込みはありますでしょうか。 | 市町村広報等の活用については、事業開始後に個別に各自治体と連携することとなりますが、本事業は行政（県及び関係市村）が主体となって実施するものですので、スケジュール調整の上、依頼することは難しくないと考えます。 |
| 6 | 10月28日 | （協議会の開催）<br>仕様書４(2)の協議会について、想定されている構成員、開催時期、県・市町村と受託者の役割分担（主催・事務局・会場手配等）をご教示ください。 | 構成員については、以下を想定しています。<br>【行政】群馬県（事務局・主催）、沼田市、昭和村<br>【有識者等】医療・福祉団体、市町村政策アドバイザー、交通事業者等<br><br>協議会設立における受託者の役割については、以下を想定しています。<br>①会場の手配・設営、②協議会の設立（要綱案の整備）、③協議会における分析結果の説明等 |
| 7 | 10月28日 | （受託者が従前から保有する技術の扱い）<br>受託者が本業務の前から保有する技術・ソフトウェア（特許権の対象となるものを含む）を本業務に用いる場合、その権利は受託者に留保し、県には成果物の利用に必要な範囲で使用を許諾する扱いとして差し支えないでしょうか。 | お見込みの通りです。<br>なお、使用を許諾する扱いとする場合、事業期間終了後にランニングコストが生じる場合については、提案書に記載をお願いします。 |
| 8 | 10月29日 | 企画提案要領 12応募の手続き等 （1）提出書類 イ企画提案書本体<br>おおむね20枚以内との記載がありますが、表紙を含みますでしょうか。 | 「おおむね」20枚以内と記載しておりますので、表紙を含まずに20枚程度でも差し支えございません。 |
| 9 | 10月29日 | 企画提案仕様書（案） ４事業概要 （1）-（ア）データに基づく現況分析 [想定するインプット]<br>[想定するインプット]の例として「地域住民からのアンケート等」が記載されていますが、住民アンケートを新たに配布・回収・集計・分析するにはかなりタイトなスケジュールと認識しております。実施済みのアンケート結果など、新規取得する以外に何かご提供いただくことが可能なデータはございますでしょうか。 | 県から提供できるデータは限られておりますため、具体的な提供可能な資料については、本日時点ではご回答できません。<br>なお、各市町村において徴収しているアンケート結果等についても受託者決定後の協議を通じて提供の可否について検討させていただきます。 |
| 10 | 10月29日 | ③企画提案仕様書（案） ４事業概要 （1）-（ア）データに基づく現況分析 [活用するシステムの例示]<br>[活用するシステムの例示]に記載の3つは本事業において貴庁から使用環境を提供いただけるものか、または受託者側で用意する想定でしょうか。<br>また、コストを最小に抑えるためとありますが、受託者側で用意する場合の費用は受託費に含まれますでしょうか。 | 活用するシステムについては「例示」となりますため、審査場の加点要素とはなり得ますが、利用は必須ではございません。<br>各システムにおいては、各システムベンダーが開発・運用しているものであるため、利用を検討できる場合には各社にお問い合わせをいただきますようお願いいたします。<br>なお、利用料については、事業期間内に限り分析に要する経費として計上することも差し支えありません。（委託費上限額内に限る。） |